

第
4614
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 11月 19日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ ゴルフ会員権の取得費

Q：ゴルフ場の預託金債権が切り捨てられ、優先的施設利用権のみとなったゴルフ会員権の取得費は、どのように計算するのですか？

A：次のように計算します。

【解説】

預託金債権の全額が切り捨てられた場合の取得費は、次のように計算します。

①新規募集に応じて取得した場合

- ・入会金500万円(A)
- ・預託金2,000万円(B)
- ・預託金の切捨て額2,000万円(C)

取得費 = (500万円(A) + 2,000万円(B) - 2,000万円(C)) = 500万円

②業者から取得した場合

- ・購入価額250万円(A)
- ・名義書換料100万円(B)
- ・入会金500万円(C)
- ・預託金2,000万円(D)

250万円(A) × 500万円(C) ÷ (2,000万円(D) + 500万円(C)) = 50万円(E) (優先的施設利用権に相当する部分の価額)

※(E)の金額が入会金(C)の額を超える場合は、ゴルフ会員権の購入価額から預託金の額を控除した金額となります。

取得費 = 50万円(E) + 100万円(B) = 150万円
なお、購入価額が預託金を超える場合には、購入価額から預託金を控除した金額が取得費になります。

